

令和元年度第三回（六月）

諫早市農業委員会総会

議事録

# 令和元年度諫早市農業委員会 第3回総会議事録

1 開催日時 令和元年6月27日(木) 開会 午後2時00分～閉会 午後4時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (16人)

会 長	20番	山開博俊			
会長職務代理者	19番	小森俊夫			
農 業 委 員	4番	久本純造	5番	立森和富	6番 前田貞松
	7番	末永進	8番	菅原篤博	9番 長谷川博
	10番	山口勇満	11番	西村ふじ子	12番 馬場誠治
	13番	増山太夫	14番	横田親紀	15番 澤久進
	16番	西尾正信	17番	池田武弘	

4 欠席委員 (4人)

1番	池田つや子	2番	久保繁	3番	中尾貞治
18番	野副栄治				

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件  
第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件  
第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件  
第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件  
第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件  
第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件  
第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件  
第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件  
第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件  
第5号 農業用施設届出書受理の件  
第6号 農地改良届出書受理の件  
第7号 非農地通知届出書受理の件  
第8号 諫早市農地賃借料情報の件

7 その他

## 8 事務局

局長 宇野和利      次長 寿柳知己      主任 半田智也  
事務職員 中山幸一      事務職員 山内 裕

## 9 議 事

(開会)

議 長      これより、「令和元年度 諫早市農業委員会 第3回総会」を開会いたします。  
                 総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局      総会の定足数につきまして、ご報告いたします。  
                 農業委員会の在任委員20名中、16名の出席で定足数に達していますので、総  
                 会が成立していることをご報告いたします。

                 なお、1番・池田つや子委員、2番・久保 繁委員、3番・中尾貞治委員、18  
                 番・野副栄治委員から欠席の届出がっております。

                 以上で、報告を終わります。

議 長      それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規  
                 定の議事録署名人を定めたいと存じます。

                 私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

                 (「異議なし」と言う者あり)

議 長      異議なしということでありますので、議事録署名人に4番・久本純造委員、17  
                 番・池田武弘委員のご両人をお願いいたします。

                 それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許  
                 可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

                 また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号)      それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題  
                 といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局      議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

                 1番、諫早地区、福田町の農地6筆、6,251㎡を耕作に便利のため、購入す  
                 る申請です。権利取得後の農地面積は9,480㎡で、農業委員会が定める下限面  
                 積を超えています。田植機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に  
                 農作業をされています。また、農業に23年間従事され、譲受人宅から申請地まで  
                 は約700mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思わ  
                 れます。

                 2番、小栗地区、小川町の農地3筆、680㎡を耕作に便利のため贈与を受ける  
                 申請です。権利取得後の農地面積は6,482㎡で、農業委員会が定める下限面積  
                 を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農  
                 作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは  
                 徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと  
                 思われます。

                 3番、小野地区、宗方町の農地1筆、2,052㎡を農業経営規模拡大を行うた

め、購入する申請です。権利取得後の農地面積は14,820㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に48年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、長田地区、白原町の農地3筆、9,532㎡を新規に就農し農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は9,532㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農作業経験が2年あり、譲受人宅から申請地までは車で約10分ですので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、多良見地区、多良見町市布の農地4筆、1,050㎡を耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は6,515㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。耕耘機や田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に49年間従事され、譲受人宅から申請地までは約250mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、多良見地区、多良見町東園、多良見町西園の農地2筆、1,662㎡を農業経営規模拡大を行うため、農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は11,635㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。草刈機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に7年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分ですので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、多良見地区、多良見町野副の農地3筆、3,402㎡を農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は21,074.13㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に63年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、森山地区、森山町本村の農地2筆、4,039㎡の農地の贈与を受け農業に精進するための申請です。権利取得後の農地面積は4,039㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えていませんが、本申請での営農は施設野菜でありますので、下限面積制限による不許可の例外である農地法施行令第2条第3項第1号の「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること」に該当すると思われます。トラクターや軽トラック等の機械は家族が所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に3年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番、高来地区、高来町小峰の農地1筆、738㎡を農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は6,229㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の現地を確認してきましたので補足説明をいたします。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、サツマイモ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員 担当地区の委員さんへお尋ねします。申請者は現在3,229㎡をお持ちになっていますが、しっかり農業をされていますか。

委員 農業をして23年となっておりますけれども、兼業で23年やってこられたと思います。3反余りできちっと農業をしてきております。それでも足らずに借りて水田を耕作しておりました。その周囲が譲渡人の畑になっているのですが、入院されて高齢で手が回らずB判定に近い状況の農地です。それを借りて耕作をしたいということで、私のところにも来られました。がんばりますということでした。

委員 財産目的で取得される方がいるので聞きました。ありがとうございました。

議長 ほかにご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。2番の現地を確認してきました。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
議 長 次に、3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。3番の現地を確認してきました。権利取得後は、水稲、玉ねぎ等の栽培を計画されています。権利取得後において「隣接農地に被害を及ぼさないように注意し、もし被害を及ぼした場合は責任をもって解決する」、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件は満たされています。しかしながら、地区別協議会にて協議したところ、昨年9月に購入された農地について、耕作された形跡がないとのことでした。現地を確認したところ、耕作がされておりませんでした。取得後の農地について「全てを効率的に利用して耕作を行う」との要件について、疑義があり、また、管理状況の悪さから周辺地域に及ぼす影響が懸念されるため、地区別協議会終了後、再度協議をした結果、不許可相当ではないかという意見に達しました。以上のことを踏まえご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま、3番の説明がありましたけれども、何かご質問等はありませんか。

委 員 高来地域の農地は道路に隣接をしているいい畑なんですけれども、今おっしゃられたとおり耕作してないということで、私も同様に不許可にするのが妥当だと思います。

委 員 昨年の9月に諫早地域でも1反5畝くらいの畑を規模拡大する目的で購入されています。旧地主は保全管理をしている状況でしたけれども、何も耕作しておりませんでした。小野地区から距離はあるんですけれども軽トラックに機械を積んでくれば、耕作されるようになるかと思い、前は反対しませんでした。今回の件があがってきて9月に許可した農地の状況を確認してくれという連絡をもらいました。よく通るところなのでこれまでも見ておりましたが、耕作された実績はありません。規模拡大ということで耕作をされるのかなと思っていましたが耕作の実績はなく、地区の推進委員と再度現地を確認しましたが、竹が進入してきている状況でした。規模拡大で許可されたのであれば、喜んですぐに耕作に入るのが普通だと思うんですけれども、そういう状況は見受けられませんでした。

議 長 担当地区の委員さんからそういう意見があるし、また、昨年9月に許可した別の地域の農地も耕作されていない。こういう事実があって、また規模拡大を行なうために購入するというのは相反することではないかと思えます。ほかにご意見があれば伺いたいと思えます。

委 員 ちゃんと規模拡大という目的を達成していれば何も問題ないと思いますが、地区の協議会でも問題になって、許可する訳にはいかないという話になりました。

委 員 今もっている農地の耕作状況はどうか。

委 員 水田におきましてはちゃんと耕作されていますが、畑の管理状況はよくないです。水田に関しては地区の取り決めが厳しいものですから、それには従っておられるよ

うです。

委員 耕作をしていない、ましてや規模拡大という目的での購入ということであれば、農業委員さん、推進委員さんの意見を聞いて判断すればいいということが一つ。そして、今後も規模拡大というために農地を購入するということも出てくると思うんですけれども、その購入希望者の方がたとえヤミ小作でも人に農地を貸している、若しくは耕作放棄地になっている場合は、同じように不許可という形を明確に出した方がいいのではないかと思います。

議長 今、委員が言われたように人に貸していて規模拡大を目的に3条で農地を買うということは、まずもってあり得ない。原則、全部耕作となっている。人に貸しておいて規模拡大するためにほかの農地を購入することは間違っています。それと、規模拡大で購入されているのであれば、最低でも耕作されていなければいけない。

今回の3番については、不許可相当との意見がありましたが、採決をとりたいと思います。3番について、不許可に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(出席委員挙手)

議長 3番は、全員一致で不許可とすることに決定いたします。

議長 次に、4番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。4番の現地を確認してきました。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、ブロッコリーを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

議長 4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員 借り人は新規就農ということで農地9反5畝を借りてブロッコリーを作られるということですが、3条の貸借の場合は最初から10年ではなくて3年とか5年、できれば3年で契約して作付け状況等が間違いなければ随時延長していく方がいいのではないかと。これが基盤強化法なら何も問題ないんですけれども、3条での貸借なのでどうかと思いました。貸し手と借り手の契約ですから双方が10年がいいということであるので、こちらからどうこういうのはありませんけれども、できれば3年くらい様子を見てやってもらう方がいいのではないかと。貸借の案件については問題ないと思います。

委員 建設業と兼業なので私も質問をしたいなと思っていました。使用貸借としてあるので状況等はどうなっていますか。また、ここは基盤整備するところですか。

委員 農地の選定については、農業資材業者の方から借り人がブロッコリーを作りたいということで農地をお探しになっているようですから条件が良くて貸してもいいという方がいればご紹介いただけますかという連絡がありました。基盤整備については、推進委員さんがこの土地をご存じで、いいんじゃないですかという提案がありました。3条なので、まず3年くらいで契約をして、その後、管理や作付け等ができていれば双方で契約延長という形で進めたらどうかと思います。もう一つは、新規で農業をやっていくのであれば、認定農業者を取られる方向で勧めて、3年で

降の契約は基盤強化法か中間管理事業を利用していただく方向に持って行った方がいいのかなと思います。

事務局 認定農業者になることを勧めたらどうかということですが、相談の段階で本人を含め担当課とも協議をしているのですが、いきなりの認定は無理だからまず今回の農地を借りて実績を作った後に認定の申請をしたらどうかということで話をしております。

委員 使用貸借ですが借り人と貸し人の縁故関係はありますか。

事務局 特に縁故関係はなく、借り人が農地を探していて事務局を通して希望する地区の委員さんへ問い合わせたところ、貸し人が自分で耕作できない農地があるとのことで紹介をいただきました。それから、貸借の方法について、借り人から貸借がいいのか使用貸借がいいのか事務局に相談があったのですが、事務局からは双方で話をされて合意した方法で決めて下さいと伝えたと、土地が荒れるよりは借り人に作ってもらった方がいいということで使用貸借になったみたいです。

議長 基盤整備について事務局でわかりますか。

事務局 基盤整備については、台帳を見る限り予定に入っていないところでした。

議長 3年か5年実績を作って、認定を受けるように勧めして下さい。4番については、こういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5番から7番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。5番の現地を確認してきました。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

6番の現地を確認してきました。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、みかん、水稻、菊を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

7番の現地を確認してきました。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 5番から7番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、5番から7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。



- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長      ご異議がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長      次に、8番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員      委員補足説明を致します。8番の現地を確認してきました。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、ミニトマトを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法施行令第2条第3項第1号による例外規定に該当するため、問題ないと思います。
- 議 長      8番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長      ご質問がないようですので、8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長      ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長      次に、9番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員      委員補足説明を致します。9番の現地を確認してきました。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻 玉ねぎ、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
- 議 長      9番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長      ご質問がないようですので、9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長      ご異議がないようですので、9番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- (議案第2号)      次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。
- 事 務 局      事務局から、説明をお願いします。
- 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
- 1番、多良見町市布の畑141㎡を駐車場用地とする追認の申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。雨水は自然流下で側溝へ流れ、隣接する農地はありません。本件にかかる追加の資金はありません。
- 2番、小長井町遠竹の畑297㎡を通路用地とする追認の申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。雨水は自然流下で側溝へ流れ、隣接する農地所有との協議書が添付されております。本件にかかる追加の資金はありません。
- 議案第2号の説明については、以上でございます。
- 議 長      議案第2号の説明がありましたので、1番・多良見地区担当の委員さん補足説明

をお願いします。

委員 農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。次の2番は、17番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、17番委員の退席を求めます。

(17番委員退席)

議長 ただ今、小長井地区担当の委員さんがいないものですから事務局から補足説明をお願いします。

事務局 小長井地区の委員が本日都合により欠席となっておりますので、事務局から補足説明を致します。農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の委員と推進委員とで現地調査を行っていただいております。地区協議会で協議したところ、顛末書の提出がございましたように昭和41年頃に宅地への進入路として既に利用を開始していたとの説明であります。現在もコンクリート舗装をした進入路でありまして、造成後30数年経過しており、また、隣接する農地の所有者の方との協議書も問題ないということで提出をされております。今回、農地法の趣旨に基づいて適正な転用許可申請がなされているということで、申請内容は適正であると思われます。委員皆様方のご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 2番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番を申出どおり許可することに決定いたします。17番委員の入場を求めます。

(17番委員・入場→着席)

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小川町の田1筆297㎡に居宅1棟を建築する申請です。契約内容は売買、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。建物は木造平屋建、污水等は公共下水道へ接続、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。都市計画法については建築許可申請中です。

2番、小川町の田2筆161㎡を通路用地とする申請で、契約内容は売買、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。なお、本申請は1番の申請にありました住宅へ接続するための通路用地となっております。雨水排水対策は自然流下で水路へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

3番、長野町の畑1筆1,259㎡を、資材置場用地及び駐車場用地10台分に転用する申請で、契約内容は売買、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。雨水排水対策としては、道路側溝へ流れ、隣接する農地はありません。資金については残高証明で確認しています。

4番、早見町の畑2筆494㎡を住宅用地及び通路用地とする申請で、契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造二階建、污水等は合併浄化槽を経由し側溝へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

5番、早見町の畑1筆550㎡を資材置場用地とする申請で、契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。なお、本申請地は一団の農地が10ha以上広がる第1種農地に該当しますが、同一事業に供する場合で隣接土地（山林1,103㎡）と一体的な利用をし、かつ第1種農地の面積が550㎡で、その割合が3分の1を超えないため、農地法施行令第11条第1項第2号の2及び施行規則第54条に該当し、不許可の例外に該当します。雨水排水対策は自然流下、隣接する農地はありません。資金については残高証明で確認しています。

6番、久山町の畑3筆276㎡に居宅1棟を建築する申請です。契約内容は売買、農地区分は市街化調整区域、農振白地です。建物は木造2階建、污水等は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。都市計画法については建築許可申請中です。

7番、真崎町の畑1筆204㎡に居宅1棟を建築する申請です。契約内容は使用貸借（永久）。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。建物は木造二階建、污水等は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。都市計画法については建築許可申請中です。

8番、本野町の田1筆291㎡を資材置場用地に転用する申請です。契約内容は贈与。農地区分はその他の区域、農振白地です。雨水排水対策については自然流下で道路側溝へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。なお、本件における資金はありません。

9番、小豆崎町の畑3筆859㎡を住宅用地577㎡及び通路用地282㎡に転

用する申請で、このうち166㎡については、昭和55年頃にはアスファルト舗装をしており既に通路となっていますので追認の申請となっております。なお、宅地部分は577㎡となっていますが、緩衝地等の部分が118㎡あり、有効面積が459㎡となっています。契約内容は売買、農地区分は市街化調整区域、農振白地です。汚水等は合併浄化槽を経由し側溝へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。また、畑を道路に無断転用していたということで顛末書及び近隣住民が無償で利用するための承諾書も提出済みです。資金については融資証明で確認しています。都市計画法については建築許可申請中です。

10番、西里町の畑1筆498㎡に居宅1棟を建築する申請です。契約内容は売買、農地区分は市街化調整区域、農振白地です。建物は木造平屋建、汚水等は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。都市計画法については建築許可申請中です。

11番、多良見町市布の畑1筆465㎡を自動車修理工場用地に転用する申請です。契約内容は賃貸借（永久）、農地区分は市街化調整区域、農振白地です。雨水は自然流下で水路へ流れ、汚水については油水分離層にいったん貯め、浄化した後に道路側溝へ放流されます。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しており、都市計画法については建築許可申請中です。

12番、森山町唐比東の畑1筆1,339㎡を太陽光発電施設用地に転用する申請です。パネル枚数は360枚、設置区域は約982.07㎡、売電単価は21円となっております。契約内容は売買。農地区分はその他の区域、農振白地です。雨水排水対策は素掘りの側溝を通じて道路側溝へ放流されます。隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

13番、飯盛町開の田1筆124㎡に、宅地1筆15.9㎡と宅地1筆7.24㎡を併せた計147.14㎡に、居宅1棟を建築する申請です。契約内容は売買。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造二階建、汚水等は公共下水道へ接続、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。

14番、飯盛町平古場の畑1筆706㎡を太陽光発電施設用地に転用する申請です。パネル枚数は198枚、設置区域は約600㎡、売電単価は34円となっております。契約内容は売買。農地区分はその他の区域、農振白地です。雨水排水対策については自然流下で手掘りの水路を経て道路側溝へ放流されます。隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については残高証明書で確認しています。

15番、高来町西尾の畑1筆500㎡に居宅1棟を建築する申請です。契約内容は贈与。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道接続、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。

16番、小長井町井崎の畑1筆40㎡を駐車場用地1台分に転用する申請です。契約内容は売買。農地区分はその他の区域、農振白地です。雨水排水対策について

は自然流下で道路側溝へ放流、隣接する農地はありません。資金については通帳の写しで確認しています。

議案第3号については以上となります。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番と2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準を満たしており、適正であると思われます。

2番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準を満たしており、適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

3番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番と5番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

4番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われます。

5番の農地の立地基準については第1種農地に該当しますが、さきほど事務局側から説明がありましたとおり、不許可の例外に該当すると思われます。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。

- 議 長 「なし」と言う者あり  
ご質問がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり  
ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、6番と7番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
委員補足説明を致します。
- 委員 6番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われま。
- 議 長 7番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 6番と7番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 「なし」と言う者あり  
ご質問がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり  
ご異議がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、8番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
委員補足説明を代理で行います。
- 委員 8番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の委員と推進委員が現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 8番について、何かご質問はありませんか。  
事務局にお尋ねします。贈与になっていますが縁故関係ですか。  
こちらは関係があります。母親の兄弟の子となっております。
- 議 長 ほかにご質問はありませんか。
- 議 長 「なし」と言う者あり  
ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり  
ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、9番と10番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
委員補足説明を致します。
- 委員 9番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の推進委員

と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われます。

10番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 9番と10番について、何かご質問はありませんか。
- 委 員 9番の通路部分については、手前の家は通路がなくなる状況になりますが、こういう場合はいかななものかと思えますけれども。
- 委 員 ここは分筆をして兄弟で相続をしています。40年近く前から家が建っている状況で、通路使用については、隣接の土地所有者との協議ができているとのことでした。
- 委 員 3軒の方に永久に通路を使用させるという承諾書が提出されているのですが、文書に不備があるようなので、このままではどうかと思えます。
- 議 長 9番は、承諾書に通路使用者3名からも署名捺印をもらい、農業委員会だけでなく、通路使用者も承諾書を保管するようしてから許可をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、9番については、承諾書が整い次第許可することとし、10番については、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、11番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 11番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 11番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、11番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、12番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 12番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 12番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、12番は、申請どおり許可することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、12番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、13番と14番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
委員 委員補足説明を致します。

13番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われま

委員 14番の農地の立地基準については第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われま

議長 13番と14番について、何かご質問はありませんか。  
事務局 事務局にお尋ねします。14番は道路側溝まで水路の接続はできていますか。  
事務局 こちらについては、手掘りの水路をつくって道路側溝に繋がるようにしています。市道になりますので管理をしている市の飯盛支所産業建設課と協議をするよう伝えております。

議長 13番と14番について、他にご質問はありませんか。  
事務局 14番の手掘りの水路は長さがどのくらいありますか。  
委員 詳しい数値までは分からないのですが10mくらいあるかと思われま

議長 14番については、U字溝をはめて道路側溝まで繋ぐような計画があれば許可をするようにしたいと思いますがいかがでしょうか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、14番については、雨水対策を条件に許可することとし、13番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、15番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
委員 委員補足説明を致します。

15番の農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

議長 15番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、15番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、15番は、申請どおり許可することに決定いた



します。

議 長 次に、16番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
委 員 委員補足説明を致します。

16番の農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 16番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、16番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、16番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議  
(議案第4号) の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」  
についてご説明いたします。

1番は平成29年5月10日付29諫農委第42-6号で許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。平山町の田7筆及び畑1筆計7,953㎡の農地を新幹線工事用道路として平成31年7月までの利用予定でしたが、新幹線工事の工期延長に伴い、利用期間を令和3年6月までとする変更の申請となります。

2番も1番と同様、新幹線工事の工期延長に伴い、計画変更承認申請があったものです。こちらは平成29年6月29日付29諫農委第42-33号で許可した件につきまして、平山町の田4筆計1,914㎡の農地を新幹線工事用道路として平成31年7月までの利用予定でしたが、利用期間を令和3年6月までとする変更の申請となります。なお、新幹線工事の工期延長の理由といたしましては、用地買収の遅れによるものとのことです。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委 員 要するに期間延長だけで、他は何も変わってないんですね。

事 務 局 変わっておりません。

議 長 1番と2番について、他にご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり承認することに決定いたします。これより10分間休憩いたします。

(休憩)

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題  
(議案第5号) といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、赤崎町、小野島町の農地4筆、6,459㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

2番、中央干拓地区、中央干拓の農地4筆、118,644㎡を連作障害対策のため、賃貸借1年で借り入れる新規の申出です。申出人は、玉ねぎ、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

3番、中央干拓地区、中央干拓の農地4筆、118,674㎡を連作障害対策のため、賃貸借1年で借り入れる新規の申出です。申出人は、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

4番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1,157.87㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、蕎麦の生産を主体に経営されています。

5番、森山地区、森山町本村の農地2筆、5,514㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、飼料米の生産を主体に経営されています。

6番、森山地区、森山町下井牟田の農地4筆、3,455.71㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

7番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,803㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

8番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、2,960㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

9番と10番は借受人が同一の案件です。

9番、小長井地区、小長井町井崎の農地4筆、2,298㎡、

10番、小長井地区、小長井町井崎の農地4筆、5,203㎡、  
計8筆7,501㎡を新たに就農するため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ブドウの生産を主体に経営されていく予定です。

11番、小長井地区、小長井町大瀬の農地4筆、4,094㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、アスパラ、ゴーヤの生産を主体に経営されています。

12番から15番は借受人が同一の案件です。

12番、小長井地区、小長井町川内の農地1筆、2,470㎡、  
13番、小長井地区、小長井町川内の農地1筆、886㎡、  
14番、小長井地区、小長井町川内の農地2筆、1,453㎡、  
15番、小長井地区、小長井町川内の農地1筆、184㎡、計5筆4,993㎡  
を農業経営規模拡大を行うため使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、牧草の生産を主体に経営されています。

16番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地1筆209㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

以上、1番～16番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上で説明をおわります。

議長 議案第5号の説明がありました。1番から16番について、何かご質問はありませんか。

委員 9番、10番の認定新規就農者は農地中間管理事業に誘導できなかったのか。  
事務局 農地中間管理事業に誘導したのですが、補助金の関係で早期に営農を開始したいとのことで基盤強化法での申出となっております。

委員 農地中間管理事業も基盤強化法も同じじゃないのか。国も農地中間管理事業の活用を推進しているので誘導して欲しい。

事務局 農地中間管理事業の場合、市が作成した集積計画を農業委員会総会で審議した後に、市がその集積計画を公告します。それから農地中間管理機構が配分計画を決定し、県が配分計画の認可・公告をします。借りるまでに時間を要します。現在、国の方で集積と配分が同時にできるように事務手続きの簡素化等についての見直しを検討されておりますので、その動向を注視していきたいと思っております。

議長 他にご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から16番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から16番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の17番から26番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号の17番から26番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第5号の17番、諫早地区、本明町、本野地区、本野町の農地20筆、31,461㎡と

議案第5号の18番、本野地区、本野町の農地2筆、1,900㎡、計22筆33,361㎡を議案第6号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、イタリアンライグラスの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の19番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、479㎡を、議案6号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の20番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、2,689㎡と

議案第5号の21番、飯盛地区、飯盛町中山、飯盛町山口の農地3筆、2,130㎡、計4筆4,819㎡を、議案第6号の3番に賃貸借10年と使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の22番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、904㎡、

議案第5号の23番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆1,069㎡、

議案第5号の24番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆466㎡、計2,439㎡を、議案第6号の4番に使用貸借10年及び賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の25番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、2,346㎡を、議案第6号の5番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の26番、小長井地区、小長井町新田原の農地2筆、1,856㎡を、案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稲の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第6号の配分計画の変更について説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、諫早地区、目代町の農地2筆1,392㎡について、議案第6号の7番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年4ヶ月となっています。

次に、既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町後田の農地3筆2,919㎡、飯盛地区、飯盛町後田の

農地1筆965㎡、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆542㎡、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆2,047㎡、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆1,250㎡、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆215㎡、飯盛地区、飯盛町後田の農地5筆10,563㎡、計14筆18,501㎡について、議案第6号の8番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業後継者が農地を借り受けることに繋がります。契約内容は、賃貸借及び使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である9年4ヶ月となっています。

以上 第5号議案の17番から26番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第6号議案の1番から8番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上です。

議長 議案第5号の17番から26番、また、議案第7号の1番から8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第5号の17番から26番を許可し、議案第6号の1番から8番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号の17番から26番を許可し、議案第6号の1番から8番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次々に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について報告します。諫早地区から2件、諫早・本野地区から1件、小野地区から1件、真津山地区から1件、森山地区から1件、高来地区から1件、合計7件出ています。届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件について報告します。中央干拓地区から2件、合計2件の通知が出ています。解約理由としましては、中央干拓地区の2件ともに、耕作者を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番 金谷町の畑125㎡と宅地1筆を併せて住宅用地にする届出です。

2番 貝津町の畑2筆、計895㎡を住宅用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番 日の出町の畑911㎡を共同住宅用地にする売買の届出です。

2番 久山町の畑6筆、計3,751㎡を駐車場用地にする売買の届出です。

3番 多良見町木床の畑2筆、計960㎡を分譲住宅用地にする売買の届出です。

4番、多良見町市布の畑121㎡を住宅用地にする贈与の届出です。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、高来町神津倉の畑1筆、計1,301㎡の内16㎡に農作業用道路を建設する届出です。

報告第6号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番から3番については、飯盛町久保の田3筆、計2,406㎡の水田を埋め立てて畑地に転換する届出です。所有者は3名で改良後は馬鈴薯等を作付する計画です。

報告第7号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、福田町の農地1筆、2,437㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

2番、諫早地区、本明町の農地1筆、5,595㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

3番、長田地区、高天町の農地1筆、933㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

4番、長田地区、高天町の農地2筆、2,099㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

5番、多良見地区、多良見町市布の農地1筆、1,266㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

6番、多良見地区、多良見町市布の農地2筆、732㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

7番、多良見地区、多良見町野副の農地1筆、1,320㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

8番、森山地区、森山町唐比北の農地1筆、797㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

報告第8号「諫早市農地賃借料情報の件」について報告します。

農業委員会のホームページに掲載する平成30年度の農地賃借料情報を作成しましたので報告いたします。農地法第3条と農業経営基盤強化促進法に基づき締結された賃貸借をまとめたものです。地域毎に件数と平均額、最高額、最低額を記載しております。

報告については以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。

議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	8件。
	不許可	1件。
議案第2号	農地法第4条許可	2件。
議案第3号	農地法第5条許可	16件。
議案第4号	農地法第5条許可後の計画変更承認	2件。
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	26件。
議案第6号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	8件。

以上、審議件数は、全部で63件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

委員 他地域から参入してきて農地を売買する場合、その地域の委員は本人に会うことはことがない訳です。担当地域の方が間違いなく耕作をするのか確認をどこかでして欲しい訳です。だから参入してくる地域に購入者が地区別協議会に来て間違いのないことを確認できれば、今回のような耕作放棄地はなくなると思います。せっかく規模拡大で購入されているのに全くそのままになっている。地域としては全く購入者から話を聞いてないものですから、そのところの話し合いができれば幸いです。

議長 1回目は自分達がつくると言えば中々把握できません。しかし、今回は前回購入された農地を数か所確認したらすべて耕作されていなかった状況でした。それで、不許可と致しました。3条での規模拡大ですので、3年、4年、5年と利益のあるような作り方をしてもらいたい。そういう基準を持ってやりたいと思います。3条で購入している農地を転売とか転用とかすることは原則すぐにはできません。これは皆様方もおわかりと思っております。規模拡大で農地を取得する訳ですから、3条は営農するために農地を取得する訳ですから、その辺のところは把握をしておいて下さい。他に何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 他になれば、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和元年度諫早市農業委員会第3回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)